

消 防 消 第 5 号
平成 30 年 1 月 19 日

各都道府県消防防災主管部長

消防庁消防・救急課長
(公 印 省 略)

地方公共団体における安全衛生管理体制の整備及び心理的な負担の程度を把握するための検査実施状況について（通知）

標記の件について、今般、総務省自治行政局公務員部安全厚生室長から別添のお通り通知がなされたところです。

貴職におかれましては、当該通知に留意の上、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知するとともに、適切に対応するよう助言されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

【問合せ先】

消防庁消防・救急課

芥田、谷口

電 話：03-5253-7522

e-mail：shokuin@soumu.go.jp

総行安第51号
平成29年12月26日

各都道府県総務部（局）長 殿
（市町村担当課・区政課扱い）

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

地方公共団体における安全衛生管理体制の整備について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により各種管理者等（総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等、産業医）及び調査審議機関（安全委員会、衛生委員会または安全衛生委員会）を事業の種類や事業場の規模に応じて、選任・設置することが義務付けられています。

総務省では、本日「平成28年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村（教育委員会を含む。）及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等が一定以上選任されていない市区町村等に該当がある場合、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」を併せて送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置く地方公共団体においては人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員（人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長）は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、この旨も併せて周知ください。

なお、本通知は地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当：安全厚生推進室安全厚生係 石井係長、吉村
TEL：03-5253-5560（直通）
FAX：03-5253-5561

総行安第52号
平成29年12月26日

各都道府県総務部（局）長 殿
（市町村担当課、区政課扱い）

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

地方公共団体における心理的な負担の程度を
把握するための検査実施状況等について

総務省では、本日「平成28年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところですが、本調査の調査表26「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等調査」について、追加資料を送付します。

地方公共団体における心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）及びその結果に基づく面接指導の実施については、平成27年5月14日付け総行安第11号安全厚生推進室長通知においてもお願いしているところですが、制度の趣旨を踏まえ、市区町村、一部事務組合等の教育委員会等を含む全ての部局において事業場の規模に関わらず、メンタルヘルス不調で治療中のため受検の負担が大きいなどの特別な理由がない限り全ての職員にストレスチェックを実施するなど、メンタルヘルス対策を推進していただくよう市区町村及び一部事務組合等に対し助言をお願いします。

担 当：安全厚生推進室安全厚生係 石井係長、吉村
TEL：03-5253-5560（直通）
FAX：03-5253-5561